

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道設置）					
地区名	一般県道 <small>さかいまさなりしんでんかにえせん</small> 境政成新田蟹江線					
事業箇所	<small>あまぐんとびしまむら</small> <small>ふくおか</small> 海部郡飛島村大字服岡地内					
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、<small>あまぐんとびしまむら</small>の中心部を南北に通る重要な道路であり、沿線には飛島村役場、飛島村商工会、<small>とびしま</small>飛島小学校、<small>とびしま</small>飛島中学校などの公共施設や商業施設が存在するため、歩行者の往来も多い。 ・しかしながら、一部の区間で歩道が設置されておらず、幅員も狭小であることから、歩行者が非常に危険な状況となっていた。 ・そのため、本事業で歩道を整備することにより、歩行者の安全を確保したものである。 					
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 歩行者の安全確保 【副次目標】 —					
事業費	事業費		内訳			
	0.85 億円		■工事費 0.11 億円、■用補費 0.66 億円、■その他 0.08 億円			
事業期間	採択年度	平成 22 年度	着工年度	平成 23 年度	完成年度	平成 24 年度
事業内容	・歩道設置工 L=200m、W=2.5m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 ・歩道が設置されたことにより、歩行者と自動車の通行が分離され、安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 【達成状況に対する評価】 ・本事業の整備により、歩行者が安全に通行できるようになり、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					